

令和 3 年 6 月 1 日
世田谷保健所健康推進課

世田谷区特定不妊治療費助成制度の継続について

1 主旨

区は現在、少子化対策の一環として、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）として行われる医療保険適用外の治療費について、国と都の助成を受けた区民に対して上乗せの助成（5万円から10万円）を実施している。

国では不妊治療の保険適用を検討しており、その適用までの間、国・都は現行の制度を大幅に拡充した。しかし、今般の国・都の制度拡充のみの助成では、当該治療を受ける区民に重い負担となることが懸念される。

そのため区は、少子化対策推進の観点から、令和3年度は東京都が特定不妊治療費助成事業の承認決定をした区民に対し、国・都と同様に所得要件を撤廃しつつ、引き続き現行の助成額（治療ステージ ABDE；上限額 1 回 10 万円、CF：上限額 1 回 5 万円）を上乗せ助成し、区民の経済負担が過度にならないようにする。

なお、本件については、当該治療の保険適用までの経過措置として実施し、医療保険が適用された時点で区の助成制度を廃止する。

2 国、都、区における本支援制度の内容

		現 行 (令和 2 年 12 月 31 日までに治療終了)	国・都の拡充 / 区の助成継続 (令和 3 年 1 月 1 日以降に治療終了)
東京都特定不妊治療費助成事業	国	所得制限： <u>730 万円未満</u> 助成額の上限：治療ステージ（ ）別 ステージ ABDE <u>15 万円</u> (初回 30 万円) ステージ CF <u>7.5 万円</u> 助成回数： <u>生涯で通算 6 回</u> まで (40 歳以上 43 歳未満は 3 回) 対象年齢：女性の年齢が 43 歳未満 実施主体：都道府県	所得制限： <u>撤廃</u> 助成額の上限：治療ステージ別 ステージ ABDE <u>30 万円</u> ステージ CF <u>10 万円</u> 助成回数： <u>1 子ごと 6 回</u> まで (40 歳以上 43 歳未満は 3 回) 対象年齢：女性の年齢が 43 歳未満 実施主体：都道府県
	東京都 【実施 主体】	国制度の助成に対して 2 分の 1 の負担に加え、以下の <u>上乗せ助成</u> 所得制限： <u>905 万円未満</u> 助成額の上限：治療ステージ別 ステージ A (2 回目以降)：5 万円 ステージ B (2 回目以降)：10 万円	国制度の助成に対して 2 分の 1 を負担、 <u>独自の上乗せ助成は廃止</u> する。
区の助成	世田谷区	東京都特定不妊治療費助成制度の承認決定を 1 年以内に受けていること。 所得制限： <u>905 万円未満(都に準ずる)</u> 助成額の上限：治療ステージ別 ステージ ABDE 10 万円 ステージ CF 5 万円	東京都特定不妊治療費助成制度の承認決定を 1 年以内に受けていること。 所得制限： <u>撤廃(国・都に準ずる)</u> 助成額の上限：治療ステージ別 ステージ ABDE 10 万円 ステージ CF 5 万円

治療の段階により A～F にステージを分け、助成額を設定している。